別添様式第１号

年　　月　　日

肉用牛肥育経営緊急支援事業の緊急支援金相当額等の返還に係る利息支払の免除申請書

団体名

代表者氏名　　　　　殿

（申請者）

　 住所

 氏名又は名称　　　　　　　印

標記の件について、緊急支援金相当額等の返還に係る利息の支払を免除して頂きたく、「緊急支援金相当額等の返還に係る利息の免除について」（平成２７年９月４日付け２７農畜機第２４７８号）の３の（１）のアの規定に基づき、別記のとおり必要書類を添えて申請します。

別　記

１　返還相当額の返還状況について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 緊急支援金等受領額 | 返還額（利息分を含む） | 未返還額（利息分を含む） |
| 円 | 円 | 円 |

　（注）事業実施主体から独立行政法人農畜産業振興機構に申請する際には、事業実施主体に提出されている「肉用牛肥育経営緊急支援事業に係る緊急支援金（等）未返還金支払計画書」を添付します。

２　希望する利息の免除期間

|  |
| --- |
| 令和　　年　　月から令和　　年　　月まで |

　（注）利息の免除を申請できる期間は、令和７年４月から令和１０年３月までとなります。

この期間の中で、１２か月以内の期間を記入して下さい。１３か月以上の期間及び令和１０年４月以降の月を記入した場合は、その期間は免除の対象となりません。

また、利息の免除期間については、原則として承認された日が属する月からとなります。

３　要件の確認

以下のいずれかに該当するため、返還相当額の全額返還が著しく困難となる未返還者。（アからオのうち、一つを選択してください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| チェック欄 | 記号 | 要件及び添付書類 |
|  | ア | その財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。 |
| 添付書類①災害の場合は、公的機関が発行する「り災証明書」等とする。②盗難の場合は、警察署が発行する「遺失・盗難証明書」とする。 |
|  | イ | 肥育経営に限らず全ての事業を廃止し、又は休止したとき。 |
| 添付書類　直近の「所得税の確定申告書」又は「決算報告書」、「通帳の写し」等とする。 |
|  | ウ | 未返還者が肥育経営に限らず全ての事業につき、著しい損失を受けたとき。 |
| 添付書類その損失を証明するために、機構又は事業実施主体が提出を求める書類とする。 |
|  | エ | 未返還者が個人である場合には、直近の年間所得が２００万円以下であるとき。 |
| 添付書類　直近の「所得税の確定申告書」とする。　ただし、２００万円を超える場合でも、別紙様式第１号の別紙により、特別な支出を控除して２００万円以下となる場合には対象とする。なお、この場合は「別紙様式第１号の別紙」も提出すること。 |
|  | オ | 上記アからエに定めるもの以外で、未返還者が真に困窮している等と機構が特に認めるとき。 |
| 添付書類　機構又は事業実施主体が提出を求める書類とする。 |

（注１）選択する要件の「チェック欄」にチェックを入れてください。

（注２）要件ごとの添付書類を添付して下さい。

４　個人情報の取扱い

　　この申請により得られるあなたの個人情報は、下記のとおり取り扱われます。

（１）個人情報の利用目的

　　　肉用牛肥育経営緊急支援事業における返還相当額の返還に係る利息の免除申請の審査に利用する。

（２）共同利用する者の範囲

　　　別添の事業実施主体のうち、あなたに緊急支援金等を交付した事業実施主体（以下単に「事業実施主体」という。）及び独立行政法人農畜産業振興機構

（３）共同利用するデータ項目

　　　氏名、住所、経営状況等の分かる資料（決算報告書、確定申告書、その他利息の免除申請の審査に必要なため、提出を求めた資料）

（４）個人情報の管理者

　　ア　事業実施主体

　　イ　独立行政法人農畜産業振興機構畜産経営対策部肉用牛肥育経営課

　　　　東京都港区麻布台２－２－１麻布台ビル

|  |
| --- |
|  |

　上記の個人情報の取扱いについて同意します。

　（同意する場合はチェックを入れてください。また、同意しない場合は、申請できません。）

別添様式第２号

年　　月　　日

肉用牛肥育経営緊急支援事業の緊急支援金相当額等の返還に係る未

返還者の利息支払の免除申請書

独立行政法人農畜産業振興機構

 　理事長　　　　　　　殿

（申請者）

　 住　所

 団体名

代表者氏名

標記の件について、未返還者から別添のとおり利息支払の免除申請がありました。

本協会で確認しましたので、「緊急支援金相当額等の返還に係る利息の免除について」（平成２７年９月４日付け２７農畜機第２４７８号）の３の（１）のイの規定に基づき、未返還者から提出のあった免除申請書の写し等を添付し、提出いたします。